

認定個人情報保護団体
運営規程

平成 29 年 4 月 1 日

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会

目次

(目的)	3
(用語の定義)	3
(対象事業者の範囲)	3
(業務)	3
(実施体制)	3
(責務)	4
(指針の作成及び公表)	4
(審査及び対象事業者の公表)	4
(対象事業者に対する情報の提供及び研修)	4
(苦情解決の促進)	5
(対象事業者への指導、勧告等)	5
(事故等への対応)	5
(対象事業者になるための手続等)	7
(対象事業者を止める際の手続)	7
(対象事業者としての登録の取り消し)	7
(対象事業者等の権利)	7
(対象事業者等の義務)	8
(監査)	8
(個人情報保護委員会への報告)	8
(認定業務の廃止)	8
(規程の変更)	9
附則	9
別添	11

認定個人情報保護団体運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会(以下「本協会」という。)が個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 47 条第 1 項の規定に基づき、個人情報保護委員会から認定を受けた認定個人情報保護団体として行う業務(以下「認定業務」という。)等について定め、もって認定業務等の適正な実施を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(平成 28 年 11 月 個人情報保護委員会公表。以下「ガイドライン」という。)において使用する用語の定義による。

(対象事業者の範囲)

第3条 本協会が行う認定業務の対象となる者は、本協会の正会員のうち、第 13 条に定める本協会の審査に合格した者(以下「対象事業者」という。)とする。

(業務)

第4条 本協会は、本協会の対象事業者の個人情報の適切な取扱いの確保に資するため、次に掲げる認定業務を行う。

- ① 認定個人情報保護団体としての個人情報保護指針(以下、「指針」という。)の作成及び公表
- ② 本協会が行う認定業務の対象となる者の審査及び対象事業者となった者の公表
- ③ 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供(対象事業者において受講を必須とする「必須研修」を含む。)
- ④ 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情(以下、「苦情等」という。)の処理
- ⑤ 対象事業者に指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置
- ⑥ 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)に基づく対象事業者における個人データの漏えい等の事案(以下、「事故等」という。)が発生した場合等への対応
- ⑦ その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

(実施体制)

第5条 本協会は、認定個人情報保護団体事務局(以下「事務局」という。)において、個人情報保護法第 47 条第 1 項に定められた認定個人情報保護団体としての認定業務を行う。

2 本協会は、業務を所管する役員(以下、「認定団体業務担当役員」という。)を指名し、当該業務を所掌させる。

認定団体業務担当役員は、次に掲げる者以外の者とする。

- ① 対象事業者の代表者
 - ② 他の認定個人情報保護団体の業務を行う役員
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、または保護法の規定により刑に処せられその執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 認定個人情報保護団体の認定を取り消された法人において、その取消の日前30日以内にその役員であった者で、その取消の日から2年を経過しない者
- 3 事務局には、事務局長及び運営室、認定個人情報保護団体苦情相談室(以下、「苦情相談室」という。)を置く。
- 4 認定業務を適切に推進するため、公正な立場にある外部有識者の意見を聴取する。

(責務)

第6条 事務局は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。また、事務局の責任者を含めた職員又は職員であった者は、正当な理由がない限り、職務に関して知り得た情報を第三者に開示してはならない。

- 2 事務局は、苦情等の申し出及び事故等の報告に対し、当事者の一方に偏する事なく、また特定のもを不当に差別的に取り扱う事なく、公正、迅速、誠実に対応し、解決に向け努力する。
- 3 事務局は、研修等により苦情等及び事故等の受付・対応を担当する者の育成に努める。

(指針の作成及び公表)

第7条 事務局は、第1条に掲げる目的を満たす指針案を作成し、必要に応じて見直しを行う。

- 2 事務局は指針の制定、改正について、必要に応じて消費者の意見を代表する者その他の関係者若しくは外部有識者から意見を聴取する。
- 3 事務局は指針の制定、改正をしたときは、遅滞なく当該指針を個人情報保護委員会に届け出る。これを変更したときも、同様とする。
- 4 前項で届け出た個人情報保護指針が、個人情報保護委員会により公表がされた後、事務局は遅滞なく適切な方法により当該指針を公表する。

(審査及び対象事業者の公表)

第8条 事務局は、第13条に従い、本協会が行う認定業務の対象事業者となろうとする者を審査する。

- 2 事務局は審査の結果について必要に応じて外部有識者から意見を聴取する。
- 3 事務局は、審査に合格した者を対象事業者として、氏名または名称を公表する。対象事業者の追加もしくは削除または公表事項に変更があったときも同様とする。

(対象事業者に対する情報の提供及び研修)

第9条 事務局は、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項について、以下の方法によ

り対象事業者に対して情報の提供及び研修を行う。

① 対象事業者において受講を必須とする「必須研修」

適切な個人情報の保護に資する基礎的な内容について研修を実施する。対象事業者は年1回の受講を必須とする。

② 対象事業者において受講を任意とする「任意研修」

適切な個人情報の保護に資する発展的な内容についての研修を実施する。対象事業者の受講は任意とする。

③ 対象事業者への個人情報の適正な取り扱いに関する情報の提供、及びレポート等の送付

適切な個人情報の保護に資する情報を個人情報法保護委員会等から入手した場合は、速やかに対象事業者に提供する。提供方法は、メール、ホームページ、講演会等による。

2 事務局は、対象事業者に対する情報の提供の概要を記録し、一定期間これを保存する。

3 前項に関する記録は、原則的に非公開とする。ただし、対象事業者の正当性を証明するため必要なときは、特定の受講者が識別できない態様に変えて公開することができるものとする。

(苦情解決の促進)

第10条 本協会は個人情報の取り扱いに係る苦情処理規則に定めるところにより苦情処理業務を実施する。

2 事務局は、苦情等の処理を行うことを目的に、苦情相談室を設け、苦情の申し出先を公表する。

(対象事業者への指導、勧告等)

第11条 事務局は、対象事業者に指針を遵守させるために指導、勧告その他の措置を講じる必要があると判断した場合には、外部有識者から意見を聴取する。

2 前項において、指導、勧告その他の措置が必要である旨の決定を行ったときは、事務局は、措置の対象となる対象事業者に対して当該措置の内容及び理由を通知し、当該対象事業者に事実関係を含む弁明の機会を与える。

3 事務局は、前2項の手続を経て対象事業者に対して、指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を講じる。ただし、対象事業者の地位に関するものについては、第15条による。

4 事務局は、対象事業者に対して、指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を講じた状況及び対応結果を記録し、一定期間これを保存する。

5 前項に関する記録は、原則的に非公開とする。ただし、再発防止等のため必要なときは、対象事業者が特定できないよう配慮したうえで公開することができるものとする。

(事故等への対応)

第12条 対象事業者は、個人情報の取扱いにおいて、以下の①～③の事故等が発覚した場合は、次の(ア)～(カ)の事項について必要な措置を講じ、別添様式4及び様式5により結果を事務局に報告しなければならない。

- ① 個人情報取扱事業者が保有する個人データ(特定個人情報に係るものを除く。)の漏えい、滅失又は毀損
- ② 個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報(個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年 10 月5日個人情報保護委員会規則第3号)第 20 条第1号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。)の漏えい
- ③ 上記(1)又は(2)のおそれ

(ア) 対象事業者内部における報告及び被害の拡大防止

個人データ保護管理者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

(イ) 事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

(ウ) 影響範囲の特定

上記②で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。

(エ) 再発防止策の検討及び実施

上記②の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。

(オ) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

(カ) 事実関係及び再発防止策等の公表

漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、自社ホームページ等で速やかに公表する。

2 上記にかかわらず、対象事業者は、事故等の規模や二次被害発生の可能性などの状況により必要と判断される場合には、事故等の発覚後、事務局に対し、速やかに第一報を入れなければならない。

3 個人情報の漏洩等の事案が発覚した場合であっても、次の①②のいずれかに該当する場合は報告を要しない。(ただし、前項各事項について必要な措置を講ずることを否定するものではない。)

① 実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合

② FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合

4 事務局は、対象事業者において事故等が発生した場合には、個人情報保護委員会に報告する。

5 事務局は、事故等への対応状況及び対応結果を記録し、一定期間これを保存する。

6 前項に関する記録は、原則的に非公開とする。ただし、事故等の再発防止等のため必要なときは、対象事業者が特定できないよう配慮したうえで公開することができるものとする。

(対象事業者になるための手続等)

第13条 対象事業者になろうとする者は、別添様式1に必要事項を記載した書類を添えて、事務局に提出する。

2 事務局は、前項の申請書を受理したときは、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認められるときは、対象事業者として登録し、対象事業者登録簿に記載し、速やかに当該対象事業者に通知する。

① 本規程の趣旨に賛同し、個人情報保護法、ガイドライン及び指針に従い、個人情報を適切に取扱うこと

② 個人情報保護法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者に該当しないこと

3 事務局は、前項各号のいずれかに適合していないと認められる者に対しては、その旨を申請者に通知する。

4 事務局は、第8条第3項に従い対象事業者を公表する。

5 対象事業者の登録内容に変更がある場合には、対象事業者は別添様式2により速やかに事務局に届出なければならない。

(対象事業者を止める際の手続)

第14条 本協会の行う認定業務の対象となることを止めようとする者は、事務局に対して別添様式3により、届出なければならない。

(対象事業者としての登録の取り消し)

第15条 本協会は、対象事業者が第13条第2項各号のいずれかに適合しないと認められるに至った場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事業者としての登録を取り消すことができる。

① 申請書記載事項に虚偽の事実が記載されていることが判明したとき

② 第17条に規定する義務を怠ったとき

③ 本協会の正会員でなくなったとき

(対象事業者等の権利)

第16条 対象事業者は、個人情報保護法第27条及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成28年10月5日公布。以下「政令」という。)第8条第1項2号の規定により本人の知り得る状態に置くこととされている認定個人情報保護団体の名称として本協会を用いることができる。

2 対象事業者は、本協会から個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報の提供その他個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な助言を受けることができる。

3 本協会の対象事業者でない者は、利用者の苦情の解決の申出先として本協会を用いることができない。

(対象事業者等の義務)

第17条 対象事業者は、指針を遵守しなければならない。

2 本協会から行う、個人情報 の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報の提供のうち、対象事業者に対して「必須研修」としたものを毎年受講しなければならない。

3 本協会が指針を遵守させるために必要な範囲で対象事業者に対して指導、勧告その他の措置を行った場合は、当該対象事業者は、その措置に従わなければならない。

4 本協会が本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情を受けて、当該対象事業者に対して当該苦情の迅速な解決を求めたときは、当該対象事業者は迅速かつ誠実に当該苦情の解決に努めるとともに、その結果について事務局に報告しなければならない。

5 対象事業者は、苦情の申出先に、対象事業者の苦情の申し出先及び本協会の名称及び苦情解決の申し出先(苦情処理相談室)を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かななければならない。

6 対象事業者において事故等が発覚したときは、第12条に従い事故対応するとともに、当該対象事業者は別添様式4及び様式5により迅速に事務局に報告しなければならない。

7 本協会が、個人情報保護法第52条第2項の規定に基づき、対象事業者に対して、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めたときは、当該対象事業者は正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

8 対象事業者は、本協会が行う以下の認定団体業務に要する費用を負担しなければならない。なお、対象事業者の負担額は事務局が算定し、決定する。

- ① 苦情処理に要した費用(外部有識者等への支払いを含む)
- ② 対象事業者に対する研修に要した一切の費用(施設費等含む)
- ③ 指針の遵守義務に違反した対象事業者に対する必要な指導、勧告その他の措置に要した費用
- ④ その他活動に伴う必要な費用

9 前項①号の苦情処理については、苦情解決の申出人からは手数料その他の費用を徴収しない。

(監査)

第18条 本協会は、認定個人情報保護団体としての適格性を確保するため第4条に規定する業務が適切に実施されているか否か、年に一回監査を実施する。

(個人情報保護委員会への報告)

第19条 本協会は認定業務の実施状況について毎年定期的に個人情報保護委員会へ報告する。

(認定業務の廃止)

第20条 本協会は、認定業務を廃止しようとするときは、あらかじめ理事会で協議する。

(規程の変更)

第21条 本協会は、この規程を変更するときは、認定団体業務担当理事の承認のもと個人情報保護委員会に届け出る。

附則

この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法律第 47 条第 1 項の認定を受けた日から施行する。

制定・改定日	改訂箇所・理由	施行日
平成 29 年4月1日	制 定	平成 30 年 10 月 1 日

別添

様式1 認定個人情報保護団体の対象事業者に係る同意届出書

様式2 認定個人情報保護団体対象事業者の変更届出書

様式3 認定個人情報保護団体対象事業者の辞退届出書

様式4 個人情報の取扱いに関する事故等の報告書

様式5 個人情報の取扱いに関する事故等の報告

20 年 月 日

認定個人情報保護団体の対象事業者に係る同意届出書

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会
認定個人情報保護団体事務局長 殿

事業者名 _____

法人番号^(※1)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所在地（日本国内における登記上の本店住所）

代表者役職 _____

フリガナ

代表者氏名 _____ 印^(※2)

当社は、下記について誓約するとともに、貴認定個人情報保護団体が行う認定個人情報保護団体の認定業務の対象となることについて同意し、届出します。

- ① 貴認定個人情報保護団体が定める認定個人情報保護団体業務運営規定の趣旨に賛同し、法令に従い、個人情報を適切に取扱うこと
- ② 個人情報保護法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者に該当しないこと

(※1)13桁の法人番号を記入すること

(※2)代表印または社印を捺印すること

記

1. 貴社の個人情報苦情受付の公表窓口について

ご記入いただいた窓口の情報は、当認定団体ホームページの対象事業者リストに掲載・公表いたします。必ずご記入下さい。

(1)	窓口の名称	
(2)	電話番号	
(3)	e-mail アドレス	
(4)	URL	

2. プライバシーマークの付与を得ている場合には該当する事項をご記入下さい。

プライバシーマークの登録情報	
登録番号(8桁)	
有効期限	20 年 月 日

【ご担当者連絡先】

フリガナ

氏 名 : _____

所 属 : _____

住 所 : 〒 _____

電話番号: _____ FAX 番号: _____

e-mail: _____

添付書類(個人情報を取扱う業務の概要、 個人情報保護体制、 個人情報保護に関する内部規程・様式)

以 上

■JUAS 認定個人情報保護団体に関するお問合わせ先 <受付時間：平日 10 時～16 時（土日祝日年末年始を除く）>
>>JUAS 認定個人情報保護団体事務局 sec-nintei@juas.or.jp 03-3249-4104
■個人情報の取り扱いについて
ご記入いただいた個人情報および添付書類に記載の個人情報は、JUAS 認定個人情報保護団体に関わる連絡のために利用します。また JUAS の各種案内のために利用します。上記利用目的達成のため一部業務を委託する場合があります。開示等のご請求については下記のお問合わせ先にお申出下さい。個人情報のご記入は任意です。以上の個人情報の取り扱いにご同意いただける場合は、ご記入をお願いします。
>>個人情報の取扱いに関するお問合わせ先： 個人情報保護管理者 日本情報システム・ユーザー協会 事務局長（03-3249-4101）

20 年 月 日

認定個人情報保護団体対象事業者の変更届出書

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会
 認定個人情報保護団体事務局長 殿

事業者名 _____

代表者役職 _____

代表者氏名 _____ 印

認定個人情報保護団体対象事業者の申請事項に変更があったので、下記のとおり届出致します。

変更があった該当項目の□にチェックを入れて下さい。

変更事項	以下に、変更日、変更後、変更前の内容を記載して下さい	
<input type="checkbox"/> 1 事業者名	変更日： 年 月 日	
	変更後	(フリガナ)
	変更前	(フリガナ)
<input type="checkbox"/> 2 本店所在地	変更日： 年 月 日	
	変更後	
	変更前	

<input type="checkbox"/> 3 代表者	変更日： 年 月 日	
	変 更 後	(1)役職
		(2)フリガナ 氏 名
	変 更 前	(1)役職
		(2)フリガナ 氏 名
	<input type="checkbox"/> 4 個人情報苦情受 付の公表窓口	変更日： 年 月 日
変 更 後		(1) 窓口の名称
		(2) 電話番号
		(3) E-mail アドレス
		(4) URL
変 更 前		(1) 窓口の名称
		(2) 電話番号
		(3) E-mail アドレス
	(4) URL	

プライバシーマークの認証を得ている場合には該当する事項をご記入下さい。

プライバシーマークの登録情報	
登録番号	
認証の有効期限	20 年 月 日

【ご担当者連絡先】

フリガナ

氏 名 : _____

所 属 : _____

住 所 : 〒 _____

電話番号: _____ FAX 番号: _____

E - m a i l アドレス: _____

以 上

<p>■ JUAS 認定個人情報保護団体に関するお問い合わせ先 <受付時間：平日 10 時～16 時（土日祝日年末年始を除く）> >>JUAS 認定個人情報保護団体事務局 sec-nintei@juas.or.jp 03-3249-4104</p> <p>■ 個人情報の取り扱いについて：ご記入いただいた個人情報は、JUAS 認定個人情報保護団体に関わる連絡のために利用します。また JUAS の各種案内のために利用します。上記利用目的達成のため一部業務を委託する場合があります。開示等のご請求については下記のお問合せ先にお申出下さい。個人情報のご記入は任意です。以上の個人情報の取り扱いにご同意いただける場合は、ご記入をお願いします。>>個人情報の取扱いに関するお問合せ先：個人情報保護管理者 日本情報システム・ユーザー協会 事務局長（03-3249-4101）</p>
--

20 年 月 日

認定個人情報保護団体対象事業者の辞退届出書

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会
認定個人情報保護団体事務局長 殿

事業者名 _____

代表者役職 _____

代表者氏名 _____ 印

当社は、貴認定個人情報保護団体を実施する認定業務の対象事業者を辞退致します。

【ご担当者連絡先】

フリガナ

氏 名 : _____

所 属 : _____

住 所 : 〒 _____

電話番号: _____

FAX 番号: _____

E - m a i l アドレス: _____

ご辞退の理由: ※差し支えない範囲で辞退理由をご記入下さい。

以 上

■JUAS 認定個人情報保護団体に関するお問い合わせ先 <受付時間: 平日 10 時~16 時 (土日祝日年末年始を除く) >

>>JUAS 認定個人情報保護団体事務局 sec-nintei@juas.or.jp 03-3249-4104

■個人情報の取り扱いについて: ご記入いただいた個人情報は、JUAS 認定個人情報保護団体に関わる連絡のために利用します。また JUAS の各種案内のために利用します。上記利用目的達成のため一部業務を委託する場合があります。開示等のご請求については下記のお問合せ先にお申出下さい。個人情報のご記入は任意です。以上の個人情報の取り扱いにご同意いただける場合は、ご記入をお願いします。>>個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先: 個人情報保護管理者 日本情報システム・ユーザー協会 事務局長 (03-3249-4101)

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会
認定個人情報保護団体事務局長 殿

個人情報の取扱いに関する事故等の報告書

事業者名

代表者名

印 ※1

住所 〒

<登録番号: >

個人情報の取扱いに関する事故等が発生しましたので、別紙(様式5)の通り報告致します。

<担当者氏名・連絡先>

氏 名

所 属

住 所 〒

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

以上

※1 印については、代表印として登録されているものを捺印すること。また、代表者は個人情報保護管理者でも可とするが、その場合には本人印・社印（角印）を必ず捺印すること。

■JUAS 認定個人情報保護団体に関するお問合わせ先 <受付時間：平日 10 時～16 時（土日祝日年末年始を除く）>

>>JUAS 認定個人情報保護団体事務局 sec-nintei@juas.or.jp 03-3249-4104

■個人情報の取扱いについて：ご記入いただいた個人情報は、JUAS 認定個人情報保護団体に関わる連絡のために利用します。またJUAS の各種案内のために利用します。上記利用目的達成のため一部業務を委託する場合があります。開示等のご請求については下記のお問合わせ先にお申出下さい。個人情報のご記入は任意です。以上の個人情報の取扱いにご同意いただける場合は、ご記入をお願いします。>>個人情報の取扱いに関するお問合わせ先：個人情報保護管理者 日本情報システム・ユーザー協会 事務局長（03-3249-4101）

個人情報取扱に関する事故等の報告

JUAS への報告日：20 年 月 日

報告者：_____

(連絡先：_____)

①事業者名	
②業種	業
③発生日 発覚日	20 年 月 日 発生 20 年 月 日 発覚
④事故の概要 * 事故全体が見える形で記載すること	概要： 発生原因：
⑤発生の事象	<input type="checkbox"/> 1. 漏えい <input type="checkbox"/> 2. 紛失 <input type="checkbox"/> 3. 滅失・き損 <input type="checkbox"/> 4. 改ざん、正確性の未確保 <input type="checkbox"/> 5. 不正・不適正取得 <input type="checkbox"/> 6. 目的外利用・提供 <input type="checkbox"/> 7. 不正利用 <input type="checkbox"/> 8. 開示等の求め等の拒否 <input type="checkbox"/> 9. 上記のおそれがある場合
⑥事故対象の個人情報 の媒体、項目及び件数 * 発見・回収された場合も記載	[媒体] [媒体の数] [項目] ※ 該当する項目の□を塗りつぶすこと 1. 基本情報 <input type="checkbox"/> ①氏名 <input type="checkbox"/> ②生年月日 <input type="checkbox"/> ③性別 <input type="checkbox"/> ④住所 2. 付加的情報 <input type="checkbox"/> ⑤電話番号 <input type="checkbox"/> ⑥メールアドレス <input type="checkbox"/> ⑦家族に関する情報 <input type="checkbox"/> ⑧健康に関する情報 <input type="checkbox"/> ⑨収入・資産・債務情報 <input type="checkbox"/> ⑩口座番号 (<input type="checkbox"/> 銀行印印影) <input type="checkbox"/> ⑪クレジットカード番号 (<input type="checkbox"/> 一部非表示、 <input type="checkbox"/> 有効期限、 <input type="checkbox"/> セキュリティコード) <input type="checkbox"/> ⑫取引履歴 <input type="checkbox"/> ⑬個人番号 <input type="checkbox"/> ⑭実印印影 <input type="checkbox"/> ⑮匿名加工情報の加工方法等情報 <input type="checkbox"/> ⑯その他 (_____) ※ ⑯その他の項目にあてはまる場合にはその詳細を記載すること。 [件数] 顧客情報 _____ 人分 (該当項目： _____)

	従業者情報 人分 (該当項目：) その他の個人情報 (詳細：) 人分 (該当項目：) ※ 該当項目は上記の項目より番号を選択し、記入すること。
⑦事故発生時の 安全管理措置	<input type="checkbox"/> a. 暗号化 <input type="checkbox"/> b. 割符 <input type="checkbox"/> c. 匿名化 <input type="checkbox"/> d. パスワード保護 <input type="checkbox"/> e. 措置なし <input type="checkbox"/> f. 不明 <input type="checkbox"/> g. その他の措置 (詳細に記述：)
⑧事故等に係る 経過 *発生・発覚から対 応完了までの経緯 について 時系列 で 記載 *緊急時対策につ いては、こちらに記 載	
⑨事故発生元 事故発生者	事故発生元： <input type="checkbox"/> a. 当該事業者 <input type="checkbox"/> b. 委託先 <input type="checkbox"/> c. 不明 事故発生者： <input type="checkbox"/> 1. 従業者 <input type="checkbox"/> 2. 第三者 <input type="checkbox"/> 3. その他 <input type="checkbox"/> 4. 不明 意図的か不注意か： <input type="checkbox"/> ①意図的 <input type="checkbox"/> ②不注意 <input type="checkbox"/> ③不明
⑩ (事故対象と なった個人情報 の) 本人等への 対応	本人への連絡： <input type="checkbox"/> 有 (内容：) <input type="checkbox"/> 無 (理由：) <u>※高度な暗号化等の秘匿化が施されていることをもって、本人への連絡又は事故の公表を省略した は、備考欄に措置内容を具体的に記載すること。</u> <u>※本人へ連絡しない場合はその理由を必ず記載すること。</u> その他の対応： <input type="checkbox"/> a. 関係者の処分 (内容：) <input type="checkbox"/> b. カード (銀行、クレジット等) の差し替え、 <input type="checkbox"/> c. 専用窓口の設置 <input type="checkbox"/> d. 商品券等の配布 <input type="checkbox"/> e. 詫び状の送付 (<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> メール) <input type="checkbox"/> f. 警察への届出 (月 日) <input type="checkbox"/> g. その他 ()
⑪ (メディアや ホームページ上 などでの) 事故 の公表	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 (方法： <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 無 (理由：) <u>※ 公表しない場合はその理由を必ず記載すること。</u> <u>※ JUAS への報告は公表にはあたらない。</u>
⑫ 2次被害	<input type="checkbox"/> 有 (詳細：) <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 発見・回収 <input type="checkbox"/> 破棄 <input type="checkbox"/> その他 ())

	<input type="checkbox"/> 不明（理由： _____ ）	
⑬事業者による対応（再発防止策） *単に「再発防止策の徹底等」の抽象的な記載に留まらず、当該再発防止策の具体的内容、実施方法、実施日（未実施の場合は予定日）を必ず記載すること	<input type="checkbox"/> a. 組織的・人的安全管理措置	
	詳細	実施日/完了予定日
	※枠が足りない場合には行を足して記載すること。	
	<input type="checkbox"/> b. 物理的・技術的安全管理措置	
	詳細	実施日/完了予定日
※枠が足りない場合には行を足して記載すること。		
⑭報告先 *該当する箇所を黒く塗りつぶすこと	<input type="checkbox"/> JUAS または JIPDEC 認定個人情報保護団体対象事業者※1 である場合 1. 「電気通信事業者」あるいは「放送事業者」である。 <input type="checkbox"/> はい ⇒ JUAS または JIPDEC から、「総務省」に報告します。 2. 「個人情報保護委員会の権限が事業所管大臣に委任される分野の事業者※2」である。 <input type="checkbox"/> はい ⇒ 権限が委任された府省庁に <input type="checkbox"/> 報告する（報告した） <input type="checkbox"/> 報告する予定はない 3. 上記 1、2 に該当しない。 ⇒ JUAS または JIPDEC から「個人情報保護委員会」に報告します。 4. その他※3 に報告する（した）。 <input type="checkbox"/> （報告先： _____ ）	
	<input type="checkbox"/> JUAS または JIPDEC 認定個人情報保護団体対象事業者※1 ではない場合 1. 「個人情報保護委員会」に <input type="checkbox"/> 報告する（報告した） <input type="checkbox"/> 報告する予定はない 2. 「個人情報保護委員会の権限が事業所管大臣に委任される分野の事業者※2」であるので、権限が委任された府省庁（ _____ ）に <input type="checkbox"/> 報告する（報告した） <input type="checkbox"/> 報告する予定はない 3. その他※3（ _____ ）に <input type="checkbox"/> 報告する（報告した） <input type="checkbox"/> 報告する予定はない	
※1 自社が JIPDEC 認定個人情報保護団体対象事業者かどうかについては、以下の「認定個人情報保護団体対象事業者リスト一覧」にてご確認ください。 ⇒ (JUAS) https://www.juas.or.jp/nintei/list/ (JIPDEC) https://www.jipdec.or.jp/protection_org/ninteikojin/list.html ※2 権限委任先については、以下をご確認ください。		

(様式5)

	⇒ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/180717_kengeninin_list_detail.pdf ※3 「その他に報告」は、業界団体や自治体等に報告が求められている事業者に該当する場合があります。報告先を確認の上、記入してください。
備考	

- ※ 第一報の段階で報告できなかった項目及びその後変更があった項目については、後日追加・修正して提出すること
- ※ 本報告は、複数枚でも可（必要に応じて関連資料を添付）
- ※ は該当する所（複数可）を黒く塗りつぶすかを入れること

■ JUAS 認定個人情報保護団体に関するお問い合わせ先 <受付時間：平日 10 時～16 時（土日祝日年末年始を除く）>
>>JUAS 認定個人情報保護団体事務局 sec-nintei@juas.or.jp 03-3249-4104

■ 個人情報の取り扱いについて：ご記入いただいた個人情報は、JUAS 認定個人情報保護団体に関わる連絡のために利用します。また JUAS の各種案内のために利用します。上記利用目的達成のため一部業務を委託する場合があります。開示等のご請求については下記のお問合せ先にお申出下さい。個人情報のご記入は任意です。以上の個人情報の取り扱いにご同意いただける場合は、ご記入をお願いします。

>>個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先：個人情報保護管理者 日本情報システム・ユーザ協会 事務局長（03-3249-4101）